

表1 産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	2) 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のものや各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、製紙スラッジ、下水汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤タールピッチ等
	4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ廃液
	6) 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など、固形状・液状の全ての合成高分子系化合物
	7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類)
	8) 金属くず	鉄鋼、非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製造工程等で生じるコンクリートくず、廃石膏ボード等
	10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	14) 木くず	建設業(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	15) 繊維くず	建設業(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16) 動植物残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
20) 上記の廃棄物を処分するために処理したもので、上記のいずれにも該当しないもの(コンクリート固型化物など)		